

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。(法第 23 条第 5 号)

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

マージン率の計算方法(小数点以下一位四捨五入)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

実施事業所名	公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 中野広域事務所
事務所所在地	長野県中野市大字豊津 2508 番地

令和 7 年度実績(令和 8 年 3 月現在)

派遣労働者の数	115 人
派遣先の数	54 社
マージン率	20.4 %
派遣料金の平均額	12,187 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金の平均額	9,703 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	安全研修・交通安全講習・運転適性検査等
その他	労災保険加入・年次有給休暇制度 ※社会保険・雇用保険加入なし シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的かつ短期的(概ね月 10 日程度)、または軽易な業務(概ね週 20 時間以内)」に限定されており適用対象外となっております。